

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【公開番号】特開2004-155439(P2004-155439A)

【公開日】平成16年6月3日(2004.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2004-021

【出願番号】特願2002-321039(P2002-321039)

【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 88/04

B 2 1 D 26/02

B 2 1 D 51/08

B 2 1 D 51/18

【F I】

B 6 5 D 88/04 B

B 2 1 D 26/02 B

B 2 1 D 51/08 B

B 2 1 D 51/18 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月26日(2004.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の板材を互いに接合することによって、中空の多面体を形成し、その内部に水を充填した後、該多面体の内部に圧力を加えて所要形状にすることを特徴とするタンクの製造方法。

【請求項2】

複数の帯状に形成された四角形の板材を、それぞれその端部を接合することによって環状体とし、該環状体を互いに接合することによって中空の多面体を形成し、その内部に水を充填した後、該多面体の内部に圧力を加えて所要形状にすることを特徴とするタンクの製造方法。

【請求項3】

請求項1または2において、前記圧力を加える工程は、圧力を加えることと、圧力を抜くことを繰り返して行うことを特徴とするタンクの製造方法。

【請求項4】

前記複数の板材には、平板状をなす正五角形の板材と平板状をなす正六角形の板材とが用いられ、前記正五角形の板材の一辺と前記正六角形の板材の一辺とは、同じ長さであることを特徴とする請求項1に記載のタンクの製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

従って、請求項1と同様の効果が得られる。

請求項 4 に記載の発明においては、請求項 1 において、前記複数の板材には、平板状をなす正五角形の板材と平板状をなす正六角形の板材とが用いられ、前記正五角形の板材の一辺と前記正六角形の板材の一辺とは、同じ長さであることを要旨とするものである。  
従って、請求項 1 と同様の効果が得られる。